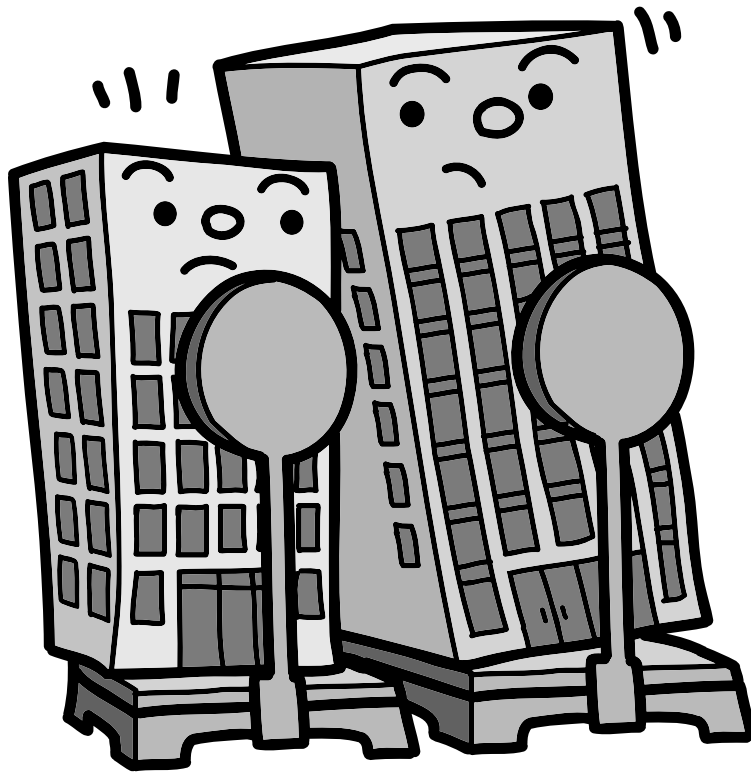


どうなる？
どうする？

No.6

市町村合併

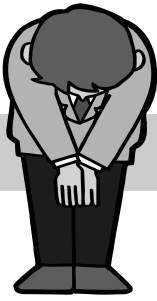


特集

- ・ 住民意向調査（アンケート）のお願い
- ・ 市町村合併の制度の復習

♡ 奈井江町

ア ン ケ ー ト 住民意向調査



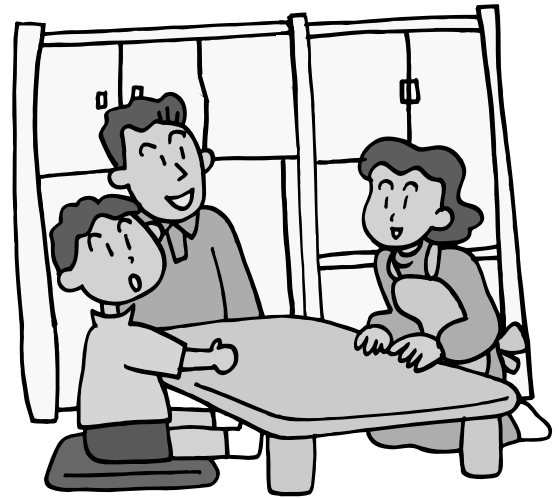
にご協力下さい！

記入 11月30日まで
回収 12月2日から6日

市町村合併の問題について、住民意向調査（アンケート）を実施します。

この調査は、**町内の全世帯を対象**に、町が**郵送**でお願いをしています。

ご家族みなさんで相談のうえ、記入にご協力をお願いします。



記入した回答用紙の回収は、**連合区長さん**を通じて、各行政区にお願いをしています。「**12月2日から6日**」までの間に、**各行政区長さん等**が回収に伺いますので、ご協力をお願いします。

アンケートの結果は、広報ないえで皆さんにお知らせするとともに、議会にも報告し、住民意識の傾向として、町の合併問題の方向づけに活用されます。



アンケートに関するお問合わせは、役場まちづくり課 企画係まで
電話 65 - 2111

市町村合併制度 の復習です



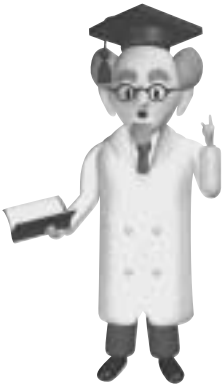
「合併特例法」や「財政の支援」
はどんな内容だったろう？

昨年7月から合併情報誌を5回にわたり
発行し、色々な内容を紹介してきましたが、
もう一度おさらいをしてみたいと思います。

復習 合併特例法とは

正式には「市町村の合併の特例に関する法律」

この法律は、平成17年3月31日 までの期限付きです！



さて、その主な内容は

その1 合併協議会の設置

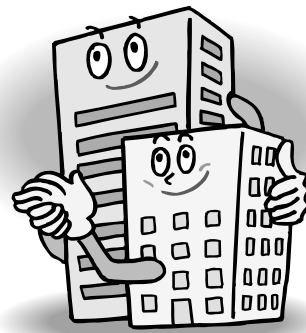
「合併をするか、しないか」を含めて、
合併に関して、市町村間で話し合いを行
う組織「合併協議会」について、住民が
その設置を求める方法が示されています。
(第4条)



設置の請求は、有権者の
50分の1以上の署名が必要
です。
奈井江町では123人

その2 市になる条件

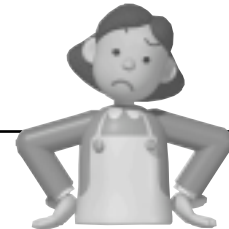
町から市になるためには、通常5万人の人口が必要ですが、平成17年3月までに合併すると4万人で市になることができます。（第5条の2）



その3 地域の意見は

もとの市町村の単位で、新しい市長などに意見を述べるができる組織「地域審議会」が設置できます。（第5条の4）

この審議会の構成員や運営の方法は、関係する市町村間の話し合いで決まります。



これは不安？

制度の上で「地域審議会の意見」が新しい市町村の施策として、必ず反映される保障は示されていません。

その4 議員の定数

合併した後の議員の選び方や任期について特例が認められています。（第6条）

新設合併の場合

1. 最初の選挙のみ、定数の2倍まで議員を増加するパターン
2. 合併後すぐ選挙は行わず、旧市町村の議員が2年間、新市町村の議員としてとどまるパターン

編入合併の場合

1. 合併時に編入された旧市町村の区域で増員選挙を行うパターン
2. 編入先の市町村の最初の選挙まで、関係する市町村の議員全員が残るパターン

その他にも2つのパターンがあります。





これは 要注意

地方交付税は“毎年”その年の
税収や社会情勢をふまえて算定方
法が決められます。

従って「合併時点の額」が保障
されるのではなく、合併後の毎年
の算定において、「合併前の市町
村の区域ごとに算出した合算額」
が保障されるということです。



合併しない市町村の交付税は どれくらい減るのか？

地方交付税は一定の枠があり、
上記のように合併した市町村に上
積みがある分、合併しない市町村
に対する交付税は減少する可能性
があります。

国は、今後の社会情勢を含めて
地方交付税の額がどれくらい減少
するのか具体的な数値や方針を示
さないまま、市町村合併を進めよ
うとしています。

そこに市町村から不満の声があ
がっています。

その 1 普通交付税の 上積み

1 臨時の経費として

合併した直後は、新たな行政経費も
かかります。5年間にわたりその経費
相当分が上積みされます。

2 合併が不利にならないように

普通交付税が「合併後の10年間、合
併する前の額を下回らないように」さ
らに「その後の5年間も段階的に減ら
す」という措置が取られます。

その 2 特別交付税の 上積み

合併の準備や合併後における市町村
間の公共料金の格差是正など、その内
容により特別交付税が措置されます。

★ ワンポイント

地方交付税は国税5税（所得税
や酒税など）の一定割合により確
保されますが、

94%が普通交付税

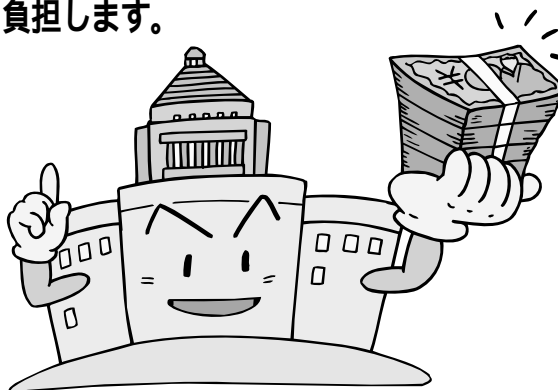
6%が特別交付税

として地方に配分されます。

その3 有利な借金 「合併特例債」

合併後の10年間に限り、「新しい市町村の計画」に基づく事業を行うときや、旧市町村ごとの地域振興のために貯金を積み立てる場合に、有利な借金ができます。

有利な借金とは、借りたお金を返すとき、その70%を国が地方交付税に加算する形で負担します。



その4 その他の財政の優遇策は

合併準備補助金

議会の承認を得て合併の議論を行う「法定協議会」を設置した市町村に、**一律500万円**が1回に限り交付されます。

合併市町村補助金

平成17年3月までに合併した市町村に対して、人口規模に応じて算出した補助金が、3カ年を限度として交付されます。

合併した場合、実際にどの程度の金額が措置されるのか

区 分	人 口 (人)	普通交付税による合併後の 臨時的経費 (5年間の合計)	合併特例債 限 度 額 (10年間の合計)	合併市町村 補 助 金 (3年間の合計)
中空知 5市5町	137,444	23億6千万円	654億円	10億8千万円
広域連合を構成する 1市5町	32,732	5億3千万円	216億円	4億8千万円
仮に 奈井江・砂川・上砂川	33,552	3億3千万円	142億円	3億3千万円
仮に 奈井江・浦臼	9,952	1億5千万円	48億円	1億5千万円

これまでの合併の議論から

デメリットとして

- 「合併によって役場や病院などの統廃合が進み、さらに過疎化が進むのではないか。議員が少なくなって、地域の声が行政に届かなくなるのではないか」
 - 「何のために合併するのか」そこを考えないで急いで合併すると、将来に禍根を残すことにならないか
- こうした意見が出される一方で、「町の財政は大丈夫なのか」という声も高まっています。
- 合併すると多少時間はかかりますが、職員や議員の人件費削減など、大きな財政効果が望めます。
 - ただしこの財政改革は、「合併しても、しなくても」すぐに取り組まなければならない重要な課題でもあります。

国内の動きは

- 「地方制度調査会」の協議の場で、平成17年3月末に合併していない“一定の小さな自治体”がある場合、「権限の縮小」「他の自治体への参入」を進めてはどうか」という極端な提言が出されています。また、自民党の検討チームの中からも、「人口1万人以下の自治体は窓口業務のみにしては」という意見があります。

地方制度調査会～

法律に基づき、地方の行政制度などに関する重要な問題を検討して、総理大臣に意見を申し述べる組織

北海道町村会等では

- 北海道町村会、議長会では、こうした国の強制合併のうごきに対して危機感を持ち、さる10月22日道内選出の自民党国会議員に対して、
 - ・ 町村の自主性を尊重し、財政の締め付けによる合併の強制をしないこと
 - ・ 合併後の自治体の姿や権限・税財源移譲の内容を明らかにすること
 - ・ 合併できない、しない市町村でも適正なサービスを受けられるようにすること
 - ・ 広い北海道で、合併に馴染まない地域は広域連合の活用を検討すること

このような内容で要請活動を行っています。

奈井江町の財政はどうなるのか

奈井江町では、行政改革にあわせて平成19年までの財政計画（一般会計）をたてています。

歳入の主なものでは

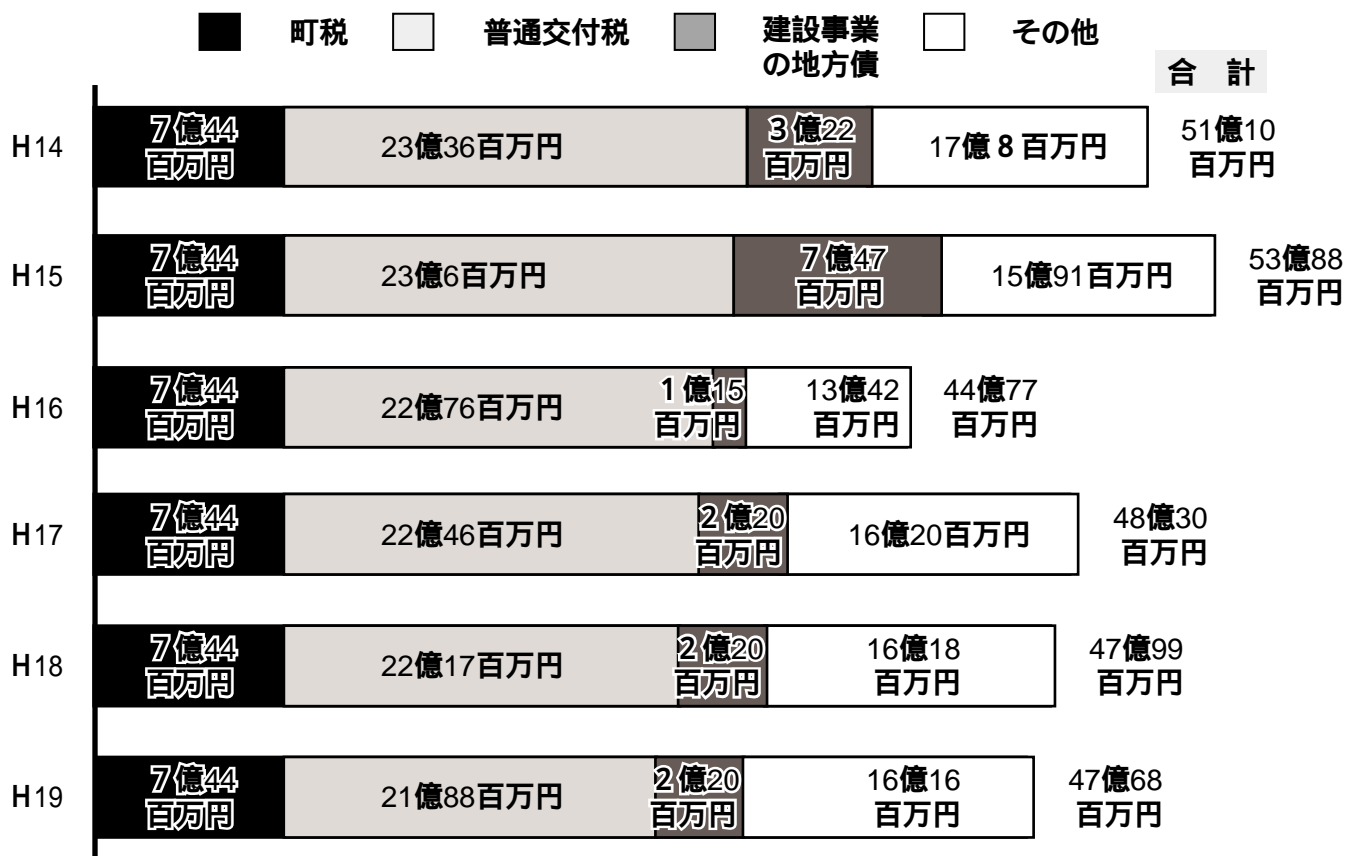
の町税 は、町内でも不景気が続いています。税金に影響を与える低迷はほぼ底をうったと見て、平成14年度の約7億4千万円のレベルで推移する予測を立てています。

の普通交付税 は、今年は約23億円の交付があり、一般会計の約半分をしめています。国は、今後どの程度削減するかの方針は出していませんが、今年の削減額を参考に、今後も毎年約3千万円ずつ減少するとの予測により積算しています。

の建設事業の地方債（借金） は、今年と来年（H15）は、ごみの最終処分場を建設するために、大きな借入金を予定しています。しかし、平成16年度以降は、まちづくり計画等に基づいて2億2千万円程度まで抑える予定です。

のその他の歳入 は、普通交付税を除く国や道からの補助金や各種交付金、施設の使用料等により推計しています。

一般会計歳入の推移



歳出の主なものでは

の職員費は、今年同様に、町長以下特別職給料や職員の手当のカットを見込んでいます。このほかに、平成19年度までに6名の定年退職者がいますが、この分は補充しない計画です。年1回の昇給により総額は微増しています。

の公債費は、これまでに借りた地方債（借金）の償還です。平成17年度の10億5千万円がピークとなります。

の補助費は、町が加入している広域連合や消防などの組合に対する負担金、さらには町内の各種団体に対する補助金です。毎年1千万円づつの減額を計画しています。

の他会計繰出金は、病院や下水道など、他の会計への繰出金です。地方交付税などで国から補てんされる分（一般会計を経由）を含めて支出されます。

の普通建設事業は、ごみの最終処分場が終了したあとは、公営住宅や道路事業などを行う計画ですが、総額で4億円程度に抑制する計画です。

のその他の経費は、「公共施設の維持管理費」「町民が参加する事業やイベント」の経費、「福祉や教育などの行政サービス」に関わる経費など様々な経費をいいます。平成15年度以降この経費を毎年10%づつ削減する計画をたてています。

ここまでの数値の積算では、歳入の合計から歳出の合計を差し引いたとき毎年不足額が生じます。この不足分は、平成14年度に所有している基金（貯金）3億8千万円を使いながら調整していくことになります。

この財政計画では、公債費や建設事業を除き、5年間で約3億5千万円の経費の削減が必要となり、町民にとっても“痛みを伴う”相当厳しい財政運営が予測されます。

大変厳しい取り組みになりますが、この計画が順調に進んだ場合には、平成19年度以降は安定した財政運営ができるものと考えています。

一般会計歳出の推移

	職員費	公債費	補助費	他会計への繰出金	普通建設事業	その他の経費	合計
H14	7億62 百万円	9億13 百万円	5億97 百万円	12億46 百万円	5億77 百万円	10億15 百万円	51億10 百万円
H15	7億46 百万円	6億86 百万円	5億87 百万円	13億40 百万円	11億97 百万円	9億13 百万円	54億69 百万円
H16	7億52 百万円	9億27 百万円	5億77 百万円	12億93 百万円	3億63 百万円	8億22 百万円	47億34 百万円
H17	7億56 百万円	10億55 百万円	5億67 百万円	13億37 百万円	4億円	7億40 百万円	48億55 百万円
H18	7億60 百万円	10億41 百万円	5億57 百万円	14億円	4億円	6億66 百万円	48億24 百万円
H19	7億66 百万円	10億22 百万円	5億47 百万円	13億57 百万円	4億円	6億円	46億92 百万円

奈井江町は、来年3月までに判断

奈井江町では、昨年7月から情報誌の発行を開始し、また町政懇談会や合併問題町民懇話会を開催し、さらには各種団体とも懇談の場を設けて合併問題について話し合いを行ってきました。



中空知5市5町では、年内を目途に合併問題を検討する「任意の協議会」の設置について、その方向性を出していこうと申し合わせを行っています。

奈井江町では11月に実施する住民意向調査をはじめ、これまでの住民の皆さまの意見を踏まえて話し合いに臨みますが、合併問題そのものについては、来年3月末までに町の議会における議論をしっかりと行い、町の進み方について判断をしていく予定です。

どうなる？ どうする？ 市町村合併 No.6

平成14年11月15日発行

発行 / 奈井江町

編集 / まちづくり課 企画係

印刷 / 奈井江印刷株式会社